

熊取町公共施設等総合管理計画 【概要版】

平成29年2月
熊 取 町

【背景と目的】

- 本町は高度経済成長期以降、郊外の良好な住宅都市として発展してきました。その中で建設されてきた公共施設やインフラ施設(以下「公共施設等」という)は老朽化が進んでおり、今後は、人口減少や厳しい財政状況の下で、適正に維持管理を行っていく必要があります。
- また、公共施設等の老朽化への対応は全国共通の課題となっていることから、国から地方公共団体に対し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画「公共施設等総合管理計画」の策定要請が行われました。
- これらの背景のもと、公共施設等の現状と課題を整理し、長期的な視点から公共施設等についてのあり方や取り組み方策等を示すものとして、「熊取町公共施設等総合管理計画」を策定します。

【計画の位置づけ】

- 本計画の位置づけとして、総合計画を上位計画とし、まちづくりに関する各種計画・方針を関連計画として位置づけます。また、各所管課で策定済みの長寿命化・修繕等の個別計画や方針については、本計画の下に位置づけるものとします。

【計画期間】

- 2017年度から2036年度までの20年間とします。

【対象施設】

公共施設

役場庁舎、大原衛生公苑、熊取町環境センター、小中学校、熊取図書館、公民館・町民会館、町民会館分館、熊取交流センター(煉瓦館)、総合保健福祉センター(熊取ふれあいセンター)、老人福祉センター、老人憩の家、保育所、学童保育所、総合体育館(ひまわりドーム)、町営大原住宅 など

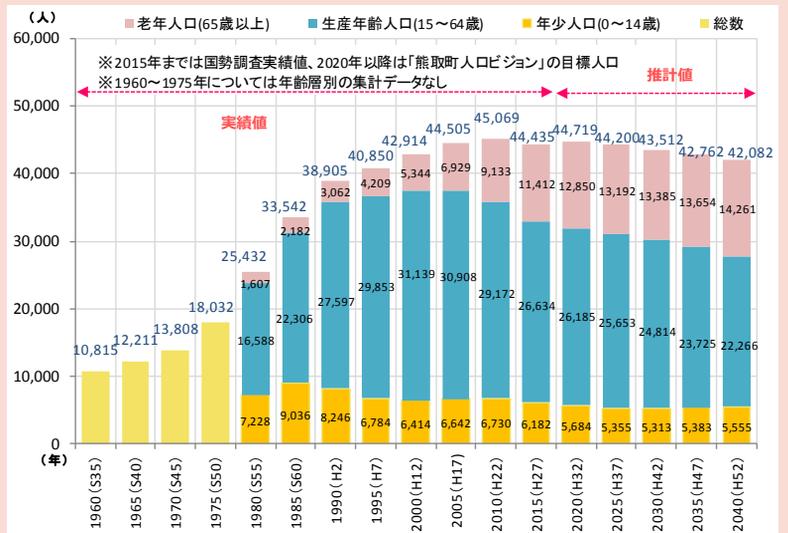
インフラ施設

道路(町道)、橋梁、上水道、下水道、公園

第2章 公共施設等の現状及び将来の見通し

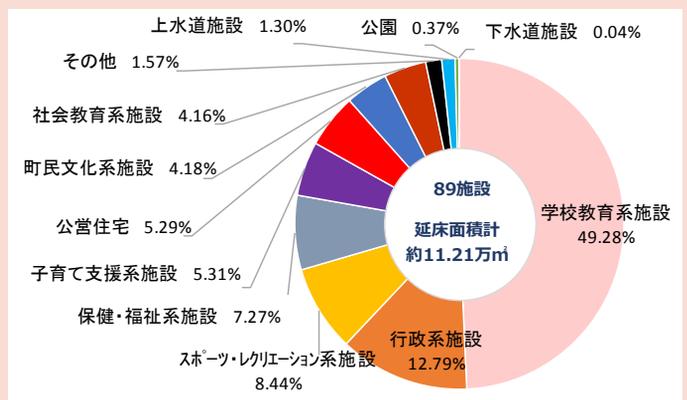
【人口に関する動向・将来見通し】

- 本町の人口は大規模な宅地開発により、昭和50年代から平成初頭にかけて大きく増加してきました。近年は増加傾向で推移していましたが、平成27年国勢調査で初めて人口減少に転じ、44,435人となっています。また、年少人口と老年人口が逆転するなど、少子高齢化の進捗が顕著となっています。
- 今後、より人口減少は進み、熊取町人口ビジョンにおける目標人口は、2040年で42,082人となり老年人口の占める割合は33%となります。
- 本計画では、この目標人口に基づき、今後の公共施設等のあり方を検討することとします。



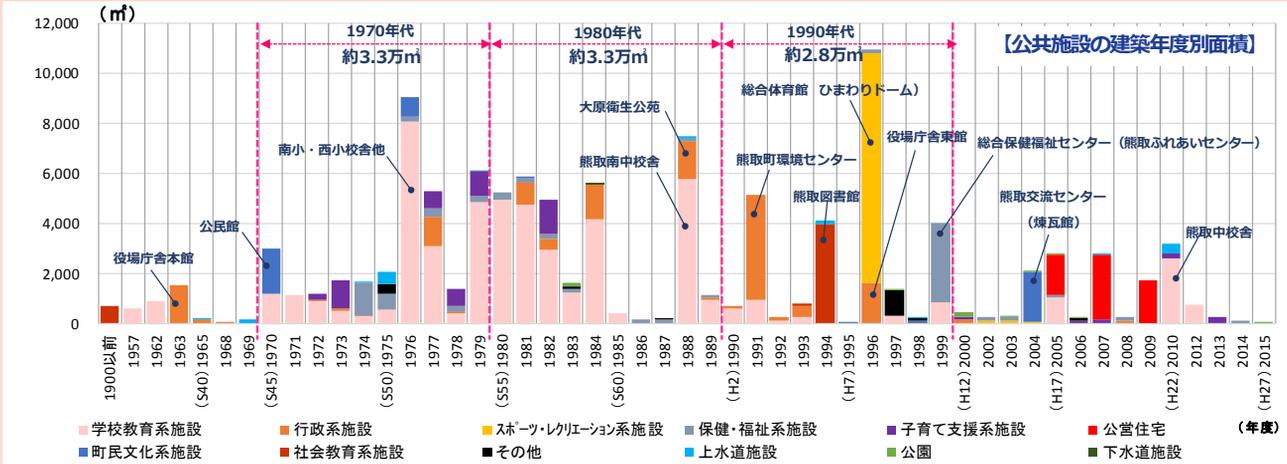
【公共施設の面積内訳(割合)】

- 本町の保有している公共施設の総数は89施設、延床面積は約11.21万㎡となっており、学校教育系施設が全体の約半分を占め、次いで行政系施設、スポーツ・レクリエーション系施設、保健・福祉系施設などが多くなっています。



【公共施設に関する現状】

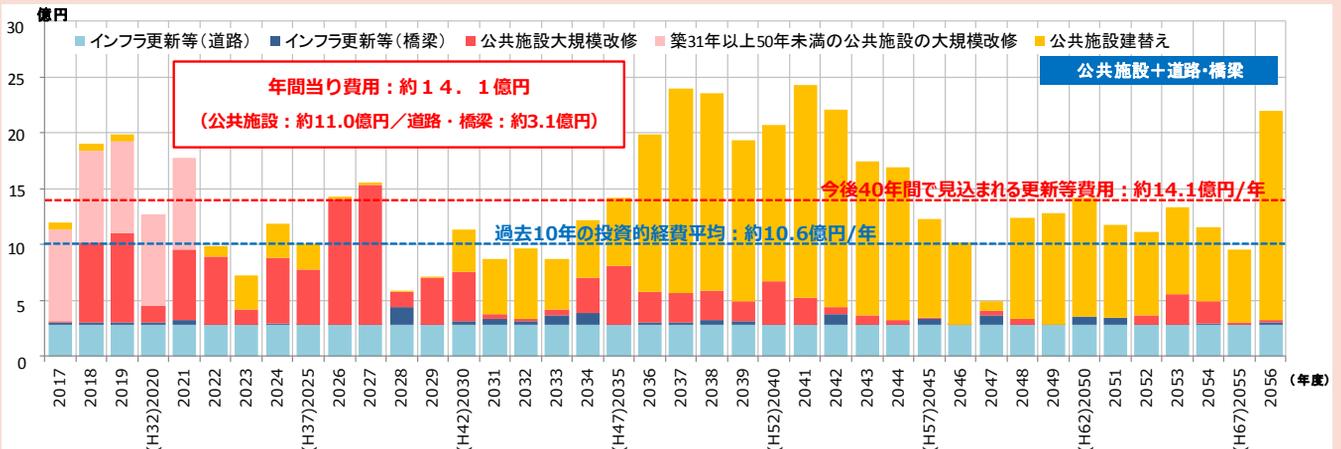
- 本町の公共施設は、人口の増加を背景として、特に1970年代から1990年代にかけて多く建設されてきました。建設から年数が経過する中で、施設の改修や更新の時期を迎つつあります。



※施設の建設がなかった年度は非表示としている。

【将来の更新等費用（普通会計対象施設）と充当可能な財源の見込み】

- 普通会計の対象となる公共施設と道路・橋梁について、今後とも同規模に維持し続けるものとして、中長期的に必要な更新等の概算費用を算出すると、今後40年間の費用総額として最低でも約562億円、年間あたりの費用で見ると、約14.1億円の費用が見込まれます。これに対して、過去10年間の投資的経費の平均を見ると年間約10.6億円であり、投資的経費を全て更新等の費用に充当すると仮定した場合、公共施設等の更新等に必要な費用については、約3.5億円超過することとなります。
- また、過去の投資的経費の平均を充当可能な財源として見込むと仮定した場合でも、人口推移を踏まえた今後の財政状況や積立金残高等を勘案すると、継続して維持させることは困難であることが予測されます。



総務省「公共施設等更新費用試算ソフト」による試算結果

○ 現状・課題に関する基本認識

■ 公共施設等の適正な維持管理への対応

公共施設等の老朽化が進行しつつある中、全庁的に危機意識を共有し、限られた予算の中で効率的・効果的に維持管理を行っていく必要があります。

■ 持続可能な財政運営に向けた対応

これまでの投資的経費の水準を上回る規模の財政支出が見込まれる中、人口動向や財政状況等を踏まえつつ、更新や改修等の対象とすべき施設の取捨選択の検討を進めるなど、「量」と「質」の両面から公共施設等の最適化を進めていく必要があります。

■ 公共施設に対するニーズの変化への対応

人口減少や高齢化の進行により、公共施設に求められるニーズは大きく変化することが予想される中、施設そのものを維持していくという考え方に捉われないことなく、他市町村との連携も考慮しながら、施設の機能を最適化することで、行政サービスにおける質の向上を図っていく必要があります。

■ 住民等と連携した公共施設の有効活用

今後の公共施設の維持管理や利活用においては、住民、事業者等とも連携し、アイデア等も頂きながら、今ある公共施設を最大限に活用した取り組みをさらに進めることで、新たな賑わい創出や地域活力の向上などにつなげていく必要があります。

- 公共施設等総合管理計画策定にあたって、総務省から示されている指針の主旨や、現状・課題に関する基本認識を踏まえた上で、本計画の骨格となる基本方針として以下の4つの柱を掲げます。

1. 公共施設の機能・総量の最適化

対象：公共施設

(1) 各施設の機能の有効利用と施設配置の最適化

利用者の層や利用目的に柔軟に対応できる機能重視の考え方にに基づきながら、適正な施設の配置をめざし、効率的・効果的なサービス提供を実現していきます。

(2) 利用需要等を踏まえた施設の取捨選択や規模の見直し

利用需要の見通しや行政が直接保有・関与する必要性などを精査した上で、他市町との連携も視野に入れながら、今後も維持すべき施設と、廃止や統合に向けた検討を進めていく施設を取捨選択していきます。また、施設を引き続き維持していく場合でも、利用需要等を踏まえた必要規模を十分に検討し、適正規模での維持管理を行っていきます。

(3) 施設廃止後の財産等の利活用

遊休化した財産の利活用に当たっては、貸付や売却等を視野に検討を行います。但し、当該財産の周辺地域に対する影響などを考慮の上、活用方法の検討においては、地域住民の意向を十分に反映するよう努めます。

2. 施設の適正な維持管理と性能確保

対象：公共施設・インフラ施設

(1) 施設の維持管理の適正化

施設の劣化や機能低下を未然に防ぎ、施設等が安全・快適に利用できるよう、定期的な点検・診断等を実施します。また、指定管理者による管理運営を行っている場合においても同様に、指定管理者と連携を図りながら、的確な施設の状態把握を行い、効率的な維持管理に努めます。

(2) 建物や構造物等の安全性確保

耐震化が必要な建物等については適宜対応を行うとともに、非構造部材の耐震化なども含めて安全・安心な利用環境を確保していきます。また、インフラ施設は住民生活や産業を支える基幹的な施設であることから、耐震化等の対策を計画的に進めます。

(3) 利便性・居住性等の性能確保

建物等のバリアフリー化など、社会情勢の変化に適応した性能を確保するための対策を進めていきます。

3. 施設の長寿命化と適正な更新

対象：公共施設・インフラ施設

(1) 施設の特徴等を踏まえた長寿命化対策

公共施設等の種類や用途、部材等の特性に応じて、予防保全・事後保全等を適正に組み合わせた維持管理を行い、施設の長寿命化とライフサイクルコストの縮減を図ります。

(2) 多様な機能・活用方法を想定した公共施設の更新

公共施設全体の効率化の観点から、施設の更新や大規模修繕の機会を捉えて、機能の複合化や多機能化を図ります。また、多様化することが想定される住民ニーズに柔軟に対応しうる施設として、用途変更等も見据えた施設整備を行います。

4. 住民・事業者等との連携

対象：公共施設

(1) 施設の管理運営等における住民・事業者等との連携

行政だけが施設の管理運営を担うのではなく、住民や自治会等コミュニティ団体、NPO、事業者等、地域に関わる様々な主体が担い手として参画することを想定します。また、事業者等と連携し、PPP/PFI^{※1}手法を活用するなど、効率的・効果的なサービスの提供とライフサイクルの縮減を図ります。

(2) 公共施設の利用促進

公共施設の管理運営においては、住民ニーズの把握に努めながら、柔軟な対応による、より利用しやすい公共施設運営のあり方について検討を進めます。

※1【PPP/PFI】

PPP (Public Private Partnership パブリック プライベート パートナーシップ) とは公共団体と民間が連携して公共サービスの提供を行う手法。PFI (Private Finance Initiative プライベートファイナンス イニシアチブ) は、PPPの一種で、従来のように公共団体が直接施設を整備せずに、民間資金を利用して民間に施設整備と公共サービスの提供を委ねる手法。PPPには、PFIのほか指定管理者制度、自治体業務の外部委託などが含まれる。

- 公共施設等の管理に関する基本的な方針を踏まえ、主な各施設において具体的な取り組みを進めます。

○ 公共施設

行政系施設

【役場庁舎】

- ・ 施設の定期点検の実施、事後保全型と予防保全型の維持管理を適正に組み合わせ施設の長寿命化を図ります。
- ・ 建替え検討時においては、組織を有効に配置できるよう、集約化等を含め建物の構想検討を行います。

【大原衛生公苑、熊取町環境センター】

- ・ 他市町との連携も考慮しながら定期的な保守点検や施設の適正な維持管理を行い、長寿命化と経費の縮減に努めます。

学校教育系施設

- ・ 学校施設長寿命化計画の策定と長寿命化対策、地域に開かれた施設としての有効活用、余裕教室等の活用による施設の集約化・効率化、建て替え時における児童・生徒数の状況等を踏まえた施設配置の最適化を検討し、維持管理の効率化を図っていきます。

社会教育系施設

【熊取図書館】

- ・ 適正な維持管理を行い、機械設備等の老朽化対策を進め、非構造部材及び書架の耐震化についての調査を実施します。

町民文化系施設

【公民館・町民会館、町民会館分館】

- ・ 耐震化や設備等の改修が必要であり、体育室など稼働率の高い部屋の機能を確保しつつ、必要な機能・規模を検討し、類似機能を有する他の施設との間で適正に機能分担が図れるよう、集約化・効率化を検討するとともに多様化・複合化を検討し、維持管理の効率化を図っていきます。

【熊取交流センター（煉瓦館）】

- ・ 充実した空間や設備等を活かし、他の施設からの利用の受け皿としても有効活用を図っていきます。

保健・福祉系施設

【総合保健福祉センター（熊取ふれあいセンター）】

- ・ 計画的な維持修繕、設備の更新を図り、長寿命化を見据えた施設の維持管理計画を定めます。

【老人福祉センター】

- ・ 耐震診断を含め安全対策及び長寿命化対策を検討していきます。

【老人憩の家】

- ・ 維持管理については、地元自治会と役割分担を図りつつ、安全対策についても検討していきます。



■ 役場庁舎



■ 中央小学校



■ 熊取図書館



■ 公民館・町民会館



■ 熊取交流センター（煉瓦館）



■ 総合保健福祉センター
（熊取ふれあいセンター）

子育て支援系施設

【保育所】

・保育ニーズや児童数の推移等を踏まえ適正な維持管理と計画的な改修を行います。また、南保育所の閉園後の利活用等についても併せて検討します。

【学童保育所】

・施設の管理運営を適切に行うとともに児童の安全性に配慮し、立地場所を含めた施設のあり方についても検討を行います。

スポーツ・レクリエーション系施設

【総合体育館（ひまわりドーム）】

・適正な維持管理を行い、非構造部材の耐震化、機械設備等の老朽化対策を進めていきます。

公営住宅

・熊取町営住宅維持管理計画（長寿命化計画）に基づく適正な維持管理を行います。



■ 中央保育所



■ 総合体育館（ひまわりドーム）



■ 町営大原住宅

○ インフラ施設

道路

・日常点検や道路パトロールにより、危険個所の早期発見や経過観察に努め、安全性を確保するとともに、効果的・効率的な維持管理を行います。

・道路台帳や点検結果、修繕履歴等を継続的に蓄積し、維持管理業務の効率化を図ります。

・熊取町道路舗装修繕計画、熊取町歩道舗装修繕計画に基づき、定期的な点検による路面劣化度の判定と地域要件により優先度の判定を行った上で、優先度が高い箇所より順次修繕を進めていきます。

・横断歩道橋、大型カルバート及び道路附属物施設（道路照明灯、道路反射鏡、道路標識など）についても、定期点検のうえ具体的な対策について設定し、計画的な修繕による効果的・効率的な維持管理に努めていきます。

橋梁

・日常点検では、安全通行を確保するために、修繕が必要な箇所の早期発見に努めます。

・熊取町道路橋梁長寿命化修繕計画に基づき、近接目視による定期点検（1回/5年）を実施し、橋梁長寿命化に必要な状態変化を把握するとともに、損傷箇所については、修繕の必要性などを評価したうえで、悪化する前に適切に修繕を実施します。

上水道

・平成22年3月に策定した「熊取町水道事業ビジョン」（平成27年3月中間見直し）に基づき、優先度の高い箇所より順次、水道管の耐震化への布設替えを進めていきます。

・配水池などの施設については、平成28年2月をもって第2配水区域を第3配水区域に統合し最適な配水区域に見直すとともに、今後は南海受水・配水場内の事務所棟及び配水池の耐震化や不要となっている浄水場撤去工事などを実施していきます。

下水道

・下水道長寿命化計画に記載している施設の改修・更新を計画策定期間内で行っていきます。

・現計画の対策工事完了後は、下水道施設全体のストックマネジメント計画の策定を予定しており、引き続き国庫補助金を活用するなど、計画的かつ効果的・効率的な維持管理を進めていきます。

公園

・遊戯施設や一般施設等の日常点検については、職員による定期的な見回りにより、保守等の維持保全を行います。特に、遊戯施設については、点検に関する専門技術者による定期点検（1回/年）を行います。

・これらの点検結果並びに公園施設長寿命化計画に基づき、優先度の高い遊戯施設等から順次修繕、更新を進め、安定した公園の運営管理を行っていきます。

■全庁的な取り組みと情報共有

・本計画の推進に係る取り組みについては、総務課を事務局として、各施設所管課、政策企画課、財政課の管理職職員で構成する庁内調整会議を適宜開催し、同会議の場を通じて情報共有を行いつつ、政策面での連携・調整を図りながら計画を推進します。

■計画のフォローアップの実施

・本計画を着実に実践していくため、P D C Aサイクルによる計画の進捗管理を行います。

